

令和6年度

物価高騰対策給付金(10万円/1世帯)のご案内

- 令和6年度物価高騰対策給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、物価上昇の負担感が大きい **新たに住民税非課税世帯** を支援する給付金です。
- 対象世帯は、**令和6年6月3日時点で嘉手納町** に住民登録のある世帯で、支給要件に当てはまる方は手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

嘉手納町が確認書(または申請書)を受理した日から **1か月後** が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員が **令和6年度「住民税非課税」世帯(定額減税前)**

※ **令和5年度価格高騰支援給付金(7万円)【住民税非課税】** 又は **令和5年度物価高騰対策給付金(10万円)の対象世帯は対象外です。**

世帯の全員が
令和6年1月1日時点で
嘉手納町に住民登録がある

世帯の中に
令和6年1月2日以降に
嘉手納町に転入した方がいる

返送が必要です

8月に確認書を送付します。

確認書の返送期限

令和6年10月31日(木)まで
※当日消印有効

詳しくは裏面【1】へ

申請が必要です

申請期間：**令和6年10月31日(木)まで**
※当日消印有効

【申請書のある場所】

- 嘉手納町役場福祉課
- 嘉手納町ホームページ

詳しくは裏面【2】へ

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続

申請期限: 令和6年10月31日(木)まで

【1】世帯の全員が、令和6年1月1日以前から嘉手納町にお住まいの場合

※令和6年6月3日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯が対象です

- 対象となる世帯には、8月に給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
(「対象となる世帯」については、オモテ面をご確認ください。)
- 確認書の内容をご確認のうえ、嘉手納町に返信してください。

【2】世帯の中に、 令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合 または 令和6年度未申告の方がいる場合に、申告を行うと 本給付金の「対象となる世帯」に該当する場合

(1)世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 令和6年1月1日時点で住民登録のあった市町村から
「令和6年度非課税証明書」の添付が必要です。(転入者のみ)

(2)世帯の中に、令和6年度未申告の方がいる場合

- 税の申告を行った後、オモテ面の「対象となる世帯」に該当する場合のみ申請してください。

(1)、(2)ともに

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
(福祉課窓口にて申請書配布又はホームページでもダウンロード可能です)
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に
嘉手納町役場福祉課窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



嘉手納町役場 福祉課社会福祉係

TEL 098-956-1111(内線128)

受付時間 平日 午前9時～午後5時まで(土、日、祝日除く)